串本町スポーツ合宿施設環境整備事業費補助金交付要綱

　(趣旨)

第1条　この告示は、串本町総合運動公園をはじめとしたスポーツ施設の利用促進を図るとともに、地域経済の活性化に資するため、町内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用したスポーツ合宿(以下「合宿」という。)を実施する県外の団体に対し、串本町スポーツ合宿施設環境整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

　(補助対象者)

第2条　補助金の交付を受けることができる者は、旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。)又は次条第3号に規定する団体の代表者とする。

　(交付の要件)

第3条　補助金の交付対象となる要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。ただし、第3号に規定する団体が国内トップチーム又は企業チーム等の団体であって、合宿誘致に際して特別の効果があると町長が認めたときはこの限りでない。

(1)　串本町内のスポーツ施設を利用し、かつ、串本町内の宿泊施設に宿泊すること。(2)　1回の合宿につき、宿泊延べ人数が500人泊以上であること。

(3)　宿泊者が20人以上の県外の団体(以下「団体」という。)であること。

(4)　令和3年度内に合宿を実施する団体であること。

(5)　その他不適切と判断されるものでないこと。

　(交付対象経費)

第4条　補助金の交付対象となる経費は、トレーニング器具・練習用具等の運搬及び借上げに要する経費とする。ただし、運搬の場合において団体が自ら運搬した場合は対象としない。

　(補助金の額及び限度額)

第5条　前条に定める経費のうち、1団体当たり200,000円を限度として予算の範囲内で補助する。

2　補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　(補助金の交付申請)

第6条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ串本町スポーツ合宿施設環境整備事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

　(補助金の交付決定)

第7条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、串本町スポーツ合宿誘致施設環境整備事業費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

　(申請内容の変更等)

第8条　申請者は、補助金の交付決定後において、申請の内容を変更又は中止しようとするときは、串本町スポーツ合宿施設環境整備事業費補助金変更・中止承認申請書(別記第3号様式)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2　町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、串本町スポーツ合宿施設環境整備事業費補助金変更・承認通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

　(実績報告及び補助金の請求)

第9条　補助金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、速やかに串本町スポーツ合宿施設環境整備事業費補助金実績報告書兼請求書(別記第5号様式。以下「実績報告書兼請求書」という。)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　運搬及び借り上げ費用に係る請求書又は領収書の写し

(2)　トレーニング実施時の写真

(3)　その他町長が必要と認める書類

　(補助金の交付)

第10条　町長は、前条に規定する実績報告書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに補助金を交付するものとする。

　(補助金の返還)

第11条　町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

　(その他)

第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

　(施行期日)

1　この告示は、令和2年8月1日から施行する。

　(この告示の失効)

2　この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。